

(配達指定上申書)

※ この上申書は第三債務者に対する差押命令の配達日を指定したい場合に提出してください。  
ただし、配達日指定ができるのは指定日の3日前までですので、指定日希望がある場合にはできるだけ早めに差押命令申立書を提出してください。ご不明な点については、差押命令を提出する裁判所にお問い合わせください。

## 上 申 書

松江地方裁判所 裁判所書記官 殿

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

申立債権者\_\_\_\_\_印

債権者 : \_\_\_\_\_

債務者 : \_\_\_\_\_

第三債務者 : \_\_\_\_\_

上記当事者間の御庁平成\_\_\_\_\_年(ル)第\_\_\_\_\_号債権差押命令申立事件について、第三債務者に対する送達は、

配達日を平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日(\_\_\_\_\_)

とする配達日指定郵便とされるよう上申します。